

会津若松市水道事業送配水施設維持管理等業務委託事業者選定基準

1. 審査方式

本事業を実施する事業者は、専門的な知識やノウハウ（施設管理能力、維持管理・運営能力、補修技術力等）を有することが必要となるため、事業者の決定にあたっては、価格及びその他の条件（技能、技術等）によって受注者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

この事業者選定基準は、公募型プロポーザル方式により事業者を決定するため、業務要求水準書等の内容について事業者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

(1) 公募型プロポーザル方式事業者選定

公募型プロポーザル方式事業者選定の方法は次のとおりである。

1) 応募資格の確認審査（以下「応募資格審査」という。）

本市は、応募資格審査申請書類により、実施要綱に記載の応募者の備えるべき応募資格要件（以下「応募資格要件」という。）を満たしていることを確認する。

資格不備の場合は失格とする。

2) 最優秀提案の選定

①提案書記載価格の確認

本市は、提案書に記載された金額が、実施要綱に示す事業費の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）を超えていないことを確認する。

提案書に記載された金額が、実施要綱に示す事業費の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）を超える場合は失格とする。

②提案内容の基礎審査

滝沢浄水場更新整備等事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、提案書に記載された内容が、この事業者選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

③提案内容の定量化審査

委員会は、提案書に記載された内容について、この事業者選定基準に示す得点化基準に従って評価する。委員会で、各評価項目に対し、評価の理由を明らかにした上で得点化し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

なお、得点の合計が最も高い提案が2以上あるときは、当該2以上の提案を最優秀提案とする。

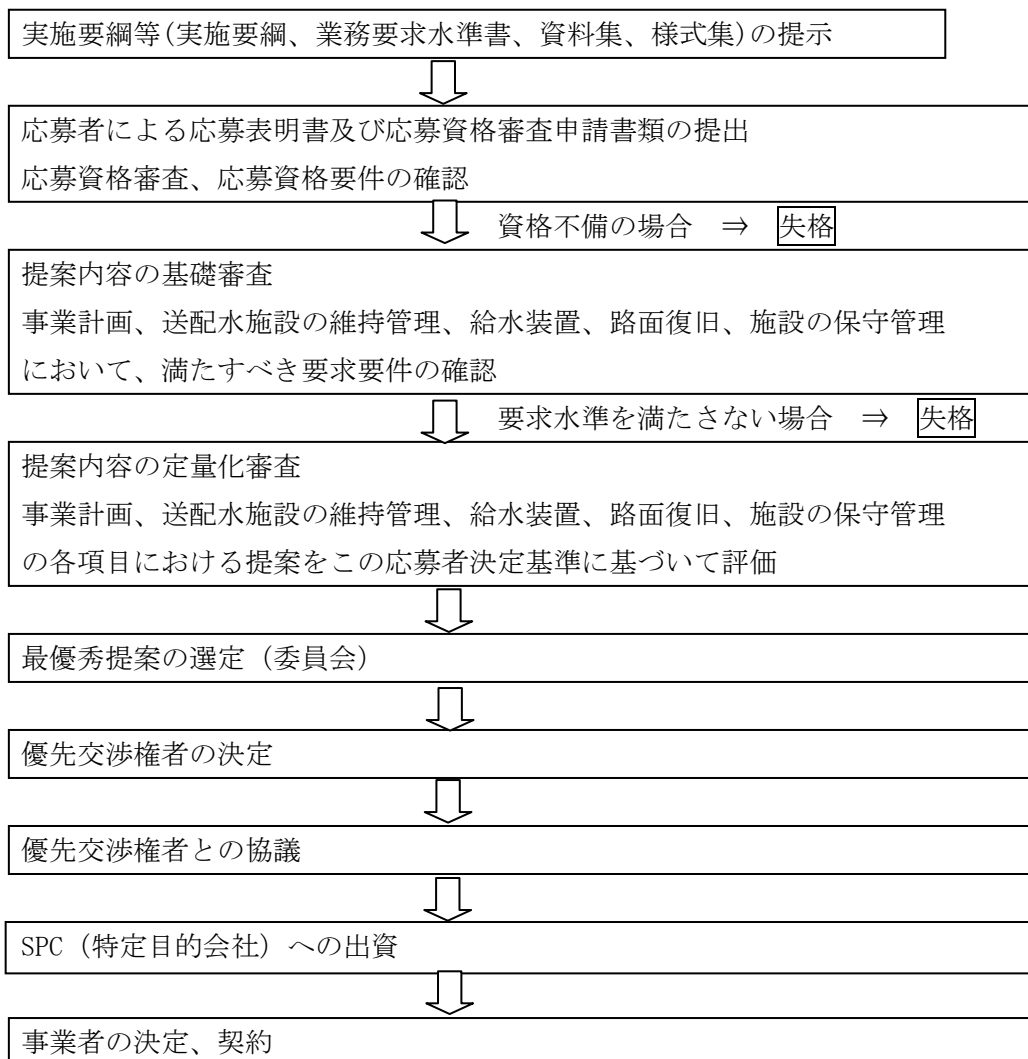
3) 事業者の決定

本市は、委員会の最優秀提案選定を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

なお、最優秀提案が2以上ある場合には、当該者によるくじ引きにより、優先交渉権

者を決定する。

(2) 審査等の流れ



2. 応募資格審査の方法

(1) 応募参加資格

① 応募資格要件

応募することができる者は、応募資格確認の日において、次のすべてを満たす法人とする。

ア 会津若松市競争入札参加資格者名簿に登録され、施設(設備)等管理業務の業種登録がなされており、市内に所在する本社又は本店に登録する業者であること。

イ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次のいずれにも該当しないこと。

ア) 地方自治法施行令第167条の4第2号各号に該当する者

イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者

ウ) 消費税及び地方消費税並びに市税を滞納している者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条に規定する者をいう。以下同じ。）の統制下にある法人その他の団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。

エ 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における送配水施設の維持管理業務の経験年数が5年以上ある者

オ 次に掲げる有資格者を配置できること。

1) 水道法第24条の3第3項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を有し、かつ送配水施設の維持管理の実務経験が5年以上ある者

2) 業務要求水準書に定める法令の規定により必要な資格を有する者

カ 次に掲げる有資格者を組織できること。

1) 「水道管路施設管理技士2級」以上の資格を有する者

②応募資格を有することの証明

応募希望者は、証明書類の提出により、応募資格を有することを明らかにしなければならない。

③応募者の制限

次に掲げる者は、応募することができない。

ア 委員会の委員が役員又は従業員として経営に関与している者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者

ウ 本市物品等指名競争入札参加者指名停止基準による指名停止の措置を受けている者

(2) 審査の項目

応募表明書、応募資格審査申請書及び下記の添付書類により、応募資格の有無を審査するとともに、応募者の制限に該当しないかを確認する。

(すべての応募希望者)

- ・ 会社概要書
- ・ 業務経歴書
- ・ 登記簿謄本（法人登記）
- ・ 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ・ 消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ・ 市税の滞納がないことの証明書
- ・ 受注実績を証明する書類

- ・受託水道業務技術管理者の有資格者の在籍を証明する書類
- ・業務遂行管理責任者を選任すること及び事業活動の拠点を市内に設置することの誓約書
- ・プロポーザル応募者からの暴力団等の排除に関する誓約書
(他の者の受注実績をもって応募者の受注実績に代えた者)
上記のほか
- ・当該他の者の維持管理業務等の受注実績を証明する書類
- ・当該他の者との関係を明らかにする書類

(3) 審査の流れ

応募表明書及び応募資格審査申請書により応募資格について確認し、その結果を当該者に対し通知する。

3. 基礎審査の方法

(1) 審査の項目

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

①共通事項

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の相違、矛盾等がないこと
- ・提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること

②事業計画に関する提案書

- ・提案書の記載金額と提案書の事業費内訳明細書の金額に相違がないこと
- ・リスク分担に関し、実施要綱に示したリスクの分担方針との相違がないこと

③送配水施設の維持管理及びその関連業務に関する提案書、給水装置に関する提案書、路面復旧に関する提案書、施設の保守管理業務及びその関連業務に関する提案書

- ・当該提案に関連する各様式（様式集参照）に示す項目に対する提案の内容が業務要求水準書と矛盾していないこと

(2) 審査の流れ

提案書から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査事項について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書類について、定量化審査を行う。

4. 定量化審査の方法

(1) 審査の方法

提案書に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

1) 定量化審査の基本方針

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準に

については、本市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

なお、本市は本事業について、包括委託することにより、サービス水準の向上を期待している。

2) 審査における大項目別の配点

前記の定量化審査の基本方針を踏まえ、配点について次のとおりとした。

審査項目（大項目別）	配点
事業計画に関する事項	100点
送配水施設の維持管理及びその関連業務に関する事項	90点
給水装置に関する事項	100点
路面復旧に関する事項	20点
施設の保守管理及びその関連業務に関する事項	40点
提案書に記載された事業費の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）に関する事項	150点
合計	500点

3) 定量化審査における得点化方法

各項目毎に定量化評価を行い、評価できる場合はその項目に定める得点を付与する。

審査項目のうち、提案書に記載された事業費の総額に関する事項については、次の算定式（A）により得点を付与する。

$$\text{価格点} = [0.5 - \{(\text{提案書に記載された事業費の総額} - \text{提案書に記載された事業費の総額の平均}) / \text{提案書に記載された事業費の総額の平均}\}] \times \text{価格配点} \cdot \text{算定式(A)}$$

なお、 $[0.5 - \{(\text{提案書に記載された事業費の総額} - \text{提案書に記載された事業費の総額の平均}) / \text{提案書に記載された事業費の総額の平均}\}]$ の値が、負の値となるときは「0」と、1を超えるときは「1」とする。

4) 定性的評価項目における得点化方法

定量化審査においては、各項目について、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	当該評価項目において特に優れている	配点×1.0
B	当該評価項目において優れている	配点×0.5
C	当該評価項目において特に優れている点は見当たらない	配点×0.0

(2) 得点化基準

次の表に示す配点に従い、提案書類に記載された内容を得点化する。

表 定量化審査の配点表

評価項目（小項目）	評価の視点	配点
1) 事業計画に関する事項		(100点)
①事業遂行計画	事業全般への理解 業務実行体制	25点
②事業遂行能力	事業実績 管理者・職員の資格能力 財務能力	10点
③リスク管理計画	リスク管理の方針と対策	40点
④環境負荷の軽減に対する配慮	環境保全に関する理解	10点
⑤地域貢献	地元経済・地元企業への配慮	15点
2) 送配水施設の維持管理及びその関連業務に関する事項		(90点)
①送配水施設の維持管理計画	計画の妥当性 既存施設に対する理解 保守管理計画	30点
②水質・水量・有収率・有効率 目標管理計画	水準目標管理計画 責任体制 緊急時の対応	30点
③職員の勤務体制・配置計画	各機器メーカーとの連絡体制 安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮	30点
3) 給水装置に関する事項		(100点)
①業務管理計画	計画の妥当性 既存施設に対する理解 給水装置に関する熟知度 業務遂行体制 安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮	25点
②受け・事前協議・審査業務		25点
③分水建込等の立会い業務		10点
④給水装置工事の検査業務		15点
⑤給水装置に関する相談業務		10点
⑥量水器管理業務		15点
4) 路面復旧に関する事項		(20点)
①路面復旧管理計画	計画の妥当性 修理工事との連携 業務遂行体制	10点
②道路復旧申請図面作成業務	安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮	10点
5) 施設保守管理及びその関連業務に関する事項		(40点)
①各施設の保守管理計画	計画の妥当性 既存施設に対する理解	20点
②修繕計画	業務遂行体制 安全への配慮 ユーザー・地域住民への配慮	10点
③修理資材の調達・在庫計画	事業終了における引渡しについての配慮	10点

6) 提案書に記載された事業費の総額 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額)に関する事項		(150点)
①提案書に記載された事業費の総額に関する事項		150点
合 計		500点

1) 事業計画に関する事項 (事業計画に関する提案書の審査)

①事業遂行計画 (配点: 25点)

本事業を遂行するにあたっての基本方針、実施体制等の基本的な考え方について、その内容に応じて、配点を25点とする3段階評価により得点を付与する。

②事業遂行能力 (配点: 10点)

応募企業の経常収支、自己資本金額等の財務能力等の事業経営能力や、実績・資格等の業務を遂行するうえで必要となる能力について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

③リスク管理計画 (配点: 40点)

リスク管理の方針や対策について、その内容に応じて、配点を40点とする3段階評価により得点を付与する。

④環境負荷の軽減に対する配慮 (配点: 10点)

環境保全に関する考え方及び取り組みについて、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

⑤地域貢献 (配点: 15点)

地元経済・地元企業への配慮について、その内容に応じて、配点を15点とする3段階評価により得点を付与する。

2) 送配水施設の維持管理及びその関連業務に関する事項 (送配水施設の維持管理に関する提案書の審査)

①送配水施設の維持管理計画 (配点: 30点)

維持管理全般における、業務遂行方針、実施体制、責任分担、緊急時対応等の基本的な方針について、その内容に応じて、配点を30点とする3段階評価により得点を付与する。

②水質・水量・有収率・有効率目標管理計画 (配点: 30点)

水質・水量・水圧の管理及び有収率・有効率水準目標値確保に向けた業務実施方法に関する具体的な計画について、その内容に応じて、配点を30点とする3段階評価により得点を付与する。

③職員の勤務体制・配置計画 (配点: 30点)

維持管理における具体的な勤務体制や職員の配置計画等について、その内容に応じて、配点を30点とする3段階評価により得点を付与する。

3) 給水装置に関する事項（給水装置の業務に関する提案書の審査）

①業務管理計画（配点：25点）

給水装置に関する業務実施にあたり各業務ごとの具体的な実施体制や計画について、その内容に応じて、配点を25点とする3段階評価により得点を付与する。

②受付け・事前協議・審査業務（配点：25点）

受付け・事前協議・審査業務を遂行するにあたっての具体的な実施方法等について、その内容に応じて、配点を25点とする3段階評価により得点を付与する。

③分水立込等の立会い業務（配点：10点）

分水立込等の立会い業務における具体的な実施方法等について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

④検査業務（配点：15点）

検査業務における具体的な実施方法等について、その内容に応じて、配点を15点とする3段階評価により得点を付与する。

⑤給水装置に関する相談業務（配点：10点）

給水装置に関する相談業務における具体的な実施方法等について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

⑥量水器の管理業務（配点：15点）

量水器の管理業務における具体的な計画及び体制等について、その内容に応じて、配点を15点とする3段階評価により得点を付与する。

4) 路面復旧に関する事項（路面復旧に関する提案書の審査）

①路面復旧管理計画（配点：10点）

路面復旧を実施するにあたり必要な具体的な管理計画や体制等について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

②道路復旧申請図面作成業務（配点：10点）

道路復旧申請図面作成業務における具体的な計画や体制等について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

5) 施設保守管理及びその関連業務に関する事項（施設保守管理業務に関する提案書の審査）

①各施設の保守管理計画（配点：20点）

保守管理全般における、業務遂行の基本方針、実施体制、責任分担、緊急時対応等に関する考え方について、その内容に応じて、配点を20点とする3段階評価により得点を付与する。

②修繕計画（配点：10点）

各設備等に故障、修繕、劣化が生じ管理に支障が発生した場合の具体的な修

繕の考え方について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する

③修理材料の調達・在庫計画（配点：10点）

配・給水管等修理工事に使用する修理材料の調達・在庫に関する具体的な計画について、その内容に応じて、配点を10点とする3段階評価により得点を付与する。

6) 提案書に記載された事業費の総額に関する事項

①提案書に記載された事業費の総額（配点：150点）

提案書に記載された事業費の総額について、次の方法により評価し、得点を付与する。

(評価方法)

提案書に記載された事業費の総額については、先に示した算定式（A）により得点を付与する。得点は小数点第二位以下を四捨五入した値とする。